

代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長

運営指導の実施について（通知）

このことについて、利用者に対するサービス提供内容の質の確保及び介護給付費等の請求等の適正化を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条第2項により、次のとおり運営指導を実施するので通知します。

- 1 対象事業所（サービス名）
対象事業所（サービス名）（別紙対象事業所リストをご覧ください）
- 2 実施手法 書面
- 3 提出書類
 - ア 県ホームページにおいて提供する様式（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく運営指導提出資料）自己点検シートの運営編、報酬編の回答
 - イ 身体的拘束等の適正化のための指針
 - ウ 虐待防止のための指針
 - エ 業務継続計画（感染症や災害が発生した場合にあっても、支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）
 - オ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

上記アは、以下の県ホームページにおいて提供する様式（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく運営指導提出資料）

県ホームページ > 分類から探す > 産業・働く > 業種別情報：介護・福祉サービス業 > 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく運営指導 > 1 指定障害福祉サービス事業者等自己点検シート

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f7259/index.html>)

- (1) 送付先 〒231-8588（所在地の記載は省略できます。）
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課監査グループ
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和7年11月28日（金）

4 その他

この通知を受け取った日以前に事業所が休止又は廃止を行っている場合は、届出の複写を郵送してください。届出がなく休止または更新期限切れでの廃止についてもその旨任意の書面にて報告をしてください。

提出期限は、厳守してください。期限内に提出がない場合は、提出がなされなかったとして結果通知を発出し、改善を求めます。

また、結果通知後改善が期限内に行われなかった場合は、監査に切り替える場合があります。

〔 問合せ先
監査グループ 〕